# 令和6年度

## 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

### 対象者

- ① 65歳の方(66歳の誕生日前日まで)
- ②接種当日60歳~64歳の新居浜市民の方で、
  - ●心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害を有する方 (自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害)
  - ●ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方 (日常生活がほとんど不可能な程度の障害)※事前に保険センターで申請が必要です。
- ★過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は、対象となりませんので ご了承ください。

## 実施期間

#### 令和6年4月1日~令和7年3月31日まで

- ●対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- ●公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村で定められています。

# 持って行くもの

- ●健康保険証または後期高齢者医療保険証
- ●予診票・高齢者定期予防接種記録カード ※対象者①の方には65歳誕生月の翌月に送付されます。
- ●自己負担金 : 4,000円※生活保護世帯は無料です。生活保護受給証明書が必要です。
- ●身体障害者手帳(対象者②の方)
  - ご予約が必要となります。
  - ご希望の方は、お早めにお申し込み下さい。

